

# 大分市の人権・同和教育の取組①

## —差別のない明るい大分市をめざして—

- 1993(平成5)年6月の定例会議で「部落差別撤廃」に関する決議が採択されました。
- 1996(平成8)年3月の定例会議で「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」が制定されました。
- 2004(平成16)年12月に「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定し、2017(平成29)年3月に同計画を改定しました。

### 大分市「部落差別撤廃」に関する決議



大分市議会では、平成5年6月定例会議において次の決議をしました。

#### 「部落差別撤廃」に関する決議

同和問題は、人権に在りては我が国最大の社会問題であり、その早急な解決は国の責務であり、国民的課題である。すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。

我々は、かかる認識に立って、これまでも「部落差別など、すべての差別をしない、させない、許さない」という市民意識の醸成に努めてきた。しかしながら、今日、なお人間の平等が軽視されがちなところある。部落差別に見られる人権侵害の事象は後を絶たないところである。

人権問題に関する教育、啓発活動をより積極的に取り組むことが求められている。

時あたかも、本年は世界人権宣言45周年に当たり、我々は、改めて人間の尊厳を自覚し、差別の根絶が民主社会建設の基礎であることを認識し、すべての市民が差別のない平和で明るい社会を実現するため、本議会は、ここに「部落差別撤廃」を宣言する。

平成5年6月25日

大分市議会

### 「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」

#### 大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成8年3月28日

大分市条例第2号

(目 的)  
第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図りつつ平等な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)  
第2条 市は、前条の目的を達成するため、第4条に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

(市民の責務)  
第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)  
第4条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため差別対策、差別の根絶、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

(実施事項)  
第5条 市は、前条に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じて実施調整等を行うものとする。

(雑 則)  
第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

### 大分市人権教育・啓発基本計画 (改定版)



## ①学校教育の取組

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決には、教育が大きな役割をもっています。教育は、人間が人間を大切にできる営みでなければなりません。すなわち、差別を正しく認識し、社会の中に根強く残っている部落差別を中心としたすべての不合理な差別の解消を<sup>しっせん</sup>図る、意欲と実践力をもった人間を育成することが目的です。

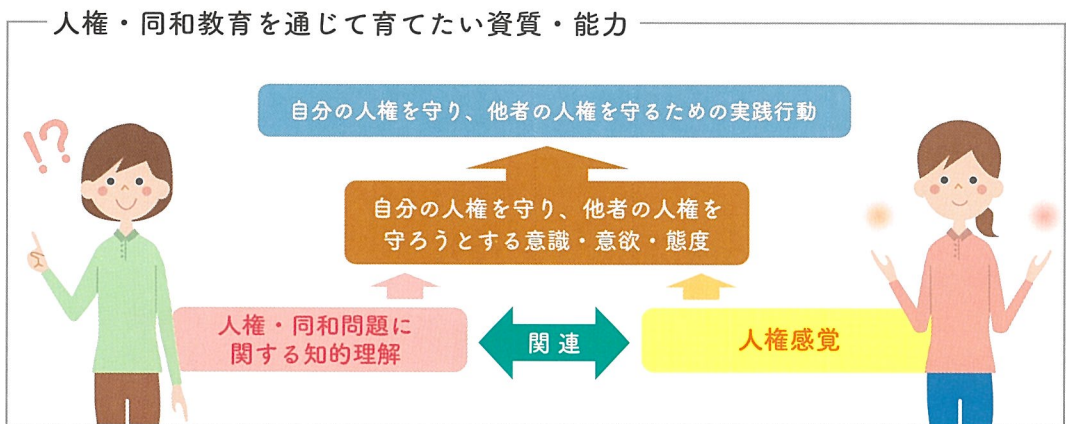
このような学校における人権・同和教育は、昭和50年代に始まりました。1965(昭和40)年に出された同和对策審議会答申で、教育の重要性が指摘され、同和教育推進教員が配置されたのが日本の人権・同和教育の始まりです。

大分市の人権・同和教育は、同和教育推進教員が中心となり、言われなき差別に苦しむ子どもたちの問題を解決しようとした同和教育<sup>いしずえ</sup>が礎と

なり、現在に至っているのです。

今、学校においては、「協力」「参加」「体験」を指導方法の基本原則とし、人権に関する知的理解を<sup>れんけい</sup>図る学習や人権感覚を育む学習を重ねることをとおして、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが具体的な態度や行動に現われるような子どもの育成をめざしています。

12月の人権週間では、全校での人権集会、人権をテーマにした講演会などが行われています。さらに、PTAと連携し、身近な暮らしの中の人権、家庭における人権等、日常生活に存在する様々な人権問題について考える中で、差別の不合理さに気づき、自分と人権問題との関わりを正しく理解するための学習を進めています。





## ②社会教育の取組

思いやりとやさしさのある地域社会の実現をめざし、「おおいた人権フェスティバル」を開催しています。年間を通じ、「差別をなくす市民啓発講演会」「お楽しみ映画上映会」「商業施設での啓発活動」など子どもから高齢者まで多くの市民が参加できるような内容で実施しています。

また、大分市内にある13の地区公民館と35の校区公民館、562の自治公民館が中心となり、暮らしの中の人権講座、映画・ビデオ上映会、パネル展示、人権・同和問題専門講座、人権標語など地域の実情に応じて、人権・同和教育の推進が図られています。（※公民館の数は2018年2月末現在）



おおいた人権フェスティバル



人権標語の取組



人権講演会

## ③各地区人権教育(尊重)推進協議会の取組

2010(平成22)年度をもって、市内全域に13の地区人権教育(尊重)推進協議会が整備されました。この協議会は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するために、人権尊重の精神を暮らしの中に生かしていく行動力を身につけた地域住民の育成に努め、明るく住みよい地域づくりを目的として設立されたものです。

よる地区懇談会などを実施したり、人権標語の募集・掲示などの啓発活動に取り組んだりしています。

それぞれの地域において、実情に応じて、講演会や、自治会をはじめとする団体ごとに少人数に



【各人権協エリア概略図】



地区懇談会



夏祭りでの啓発活動



人権啓発パレード

## ④大分市人権・同和教育推進連絡協議会の取組

大分市人権・同和教育推進連絡協議会は、「部落差別をなくし、憲法に定められた基本的人権を確立し、人権・同和教育を積極的に推進すること」を目的として、1978(昭和53)年1月「大分市同和教育推進連絡協議会」として、「社会教育部会」と「学校教育部会」の2部会でスタートしました。

その後「行政部会」を設置し3部会となり2001(平成13)年度に「企業部会」を設置し4部会となりました。2002(平成14)年5月に「大分市人権・同和教育推進連絡協議会」に改称、同年「地域部会」を設置し5部会となりましたが、2007(平成19)年度に「行政部会」を「社会教育部会」に包含し、現在の4部会となりました。